

教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書
(平成28年度版)

平成29年8月
川崎市教育委員会

第4章 かわさき教育プラン 第1期実施計画の点検及び評価の内容

本プランは、計画（PLAN）－実行（DO）－点検・評価（CHECK）－改善（ACTION）のサイクルで推進します。

毎年、8つの基本政策を対象に川崎市教育改革推進会議からご意見を頂き、実施状況や成果の評価、見直しを行います。その後、評価結果等の報告書を教育委員会で審議し、議会へ報告・提出するとともに市民に公表します。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

基本政策のシート

基本政策 I	人間としての在り方生き方の軸をつくる	達成状況
--------	--------------------	------

現状と課題	政策目標
<ul style="list-style-type: none">・急激に変化している社会の中で.....。・子ども 第1期実施計画策定時の現状と課題を記載・これまで取り組んできた本市の学校教育を.....。	「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で計画的に推進し、すべての子どもに、社会で自立して生きていくための基礎を育みます。

主な取組成果
キャリア在り方生き方教育について、.....。 推進協力校における活動の 平成28年度における主な取組の成果を記載 各学校に対して研修を行い、.....。

参考指標					
※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。					
指標名	実績値	H27	H28	H29	目標値(H29)
自尊意識	小6 中3	6.2% (H26) 10.0% (H26)	6.7% 9.4%	—	0%
				—	0%
「自分にはよいところがあると思わない」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】					
将来に関する意識	小6 中3	85.1% (H26) 69.7% (H26)	84.6% 69.6%	—	87%
				—	72%
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】					
「キャリア在り方生き方教育」の推進状況	0校 (H26)	29校	—	178校	
「キャリア在り方生き方教育全体会計画」作成校数 【出典：川崎市教育委員会調べ】					

主な課題

平成28年度からの本格実施にむけて、……………する必要があります。

一部の学校においては、… 平成28年度の状況等から見える主な課題を記載

変化の激しいこれからの社会を生きる力をつけるために、……………必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

研究推進校の取組は、教育改革推進会議において出された意見の概要を記載すべての子どもたちが……。

今後の取組の方向性

キャリア在り方生き方教育の取組に対する意見を受けて、今後の取組の方向性を記載
各学校の取組に対し

基本政策の達成状況

区分	説明	考え方
A	順調に推移	政策目標の実現に向けた事業が順調に進んでいる
B	一定の成果	政策目標の実現に向けた事業がある程度進んでいる
C	進捗の遅れ	政策目標の実現に向けた事業の進捗が遅れている

※指標の数値についてはあくまで参考とし、政策目標の達成に向けて各事業が順調に推移したかを判断の基準としています

施策・事務事業のシート

施策	キャリア在り方生き方教育の推進		
概要	「キャリア在り方生き方教育」に関する……………。 「キャリア在り方生き方教育の手引き」を活用しながら、……………。		
事務事業名	キャリア在り方生き方教育推進事業		
担当課	教育改革推進担当	関係課	
事業の概要	将来の社会的自立に必要な能力や態度を育していく教育を、……………。		
事業計画	H27	H28	H29
		キャリア在り方生き方教育の全校実施	→
	手引きを活用した各学校の……		→
	「キャリア在り方生き方ノート」……	「キャリア在り方生き方ノート」……	→
	推進協力校での……		
	保護者への……		→
	実施状況		
	●推進協力校において……………	平成28年度における各事務事業の実施状況を記載	
	●保護者や教職員に対し……………		
	課題と今後の取組		
●「キャリア在り方生き方教育」……………		取組を通じて見えてきた課題や、今後の取組を記載	
●引き続き、……………			

基本政策 I	人間としての在り方生き方の軸をつくる	達成状況	A
---------------	---------------------------	-------------	----------

現状と課題	政策目標
<ul style="list-style-type: none"> ・急激に変化している社会の中で、学校から社会への移行が円滑に行われていない子ども・若者の実態が指摘されており、その背景には、コミュニケーション能力の不足、低い自己肯定感など、「社会的自立」に必要な能力や態度に関わる子どもたちの様々な課題が存在しています。 ・子どもたち一人ひとりが、将来直面するであろう様々な問題に柔軟かつたくましく対応できる能力や態度を子どもたちに身に付けさせることは、学校教育の責務であると言えます。 ・これまで取り組んできた本市の学校教育を各学校の「キャリア在り方生き方教育」の目標と、視点（「自分をつくる」「みんなと一緒に生きている」「わたしたちのまち川崎」）から幅広く見直し、子どもの社会的自立に向けて必要な能力と態度を、成長段階に応じて系統的・計画的に育てる教育が求められています。 	「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で計画的に推進し、すべての子どもに、社会で自立して生きていくための基礎を育みます。

主な取組成果
各学校を訪問して行う要請訪問研修等を通じて各学校の取組を支援し、すべての学校でキャリア在り方生き方教育を実践する基盤となる「キャリア在り方生き方教育全体計画」を作成することができました。全体計画の作成にあたっては、児童生徒の実態を教員の間で共有して「育てたい力」や「めざす子ども像」を設定するとともに、従来行われてきた教育活動を振り返りながらキャリア在り方生き方教育の3つの視点で教育活動を再構成するなど、各学校の実情に応じた計画を作成しました。
各学校における実践では、学級活動(学級会)の中で子どもが各自の生活目標を設定し、目標の達成を意識することで子どもの自己肯定感を高めたり、学年や学級が混在する委員会活動を通じて子どもたちの自主性や自己肯定感を高めるなど、様々な手段を通じて、各学校で設定した「育てたい力」を身に付けさせられるような教育活動を行いました。
小学校2校、中学校1校の計3校を研究推進校として設置し、報告会等を通じて各学校の担当者へ実践事例を周知するとともに、各学校での取組内容やその成果を集約した実践事例集を発行し、すべての学校でよりよい教育活動が行われるための支援を行いました。また、教育委員会広報誌や保護者向けパンフレットの配布、メディア報道等を通じて、保護者・地域へ取組の周知を行うことができました。

参考指標						
※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。						
指標名	実績値	H27	H28	H29	目標値(H29)	
自尊意識	小6 中3	6.2% (H26) 10.0% (H26)	6.7% 9.4%	6.6% 9.7%	— —	0% 0%
「自分にはよいところがあると思わない」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】						
将来に関する意識	小6 中3	85.1% (H26) 69.7% (H26)	84.6% 69.6%	83.1% 67.9%	— —	87% 72%
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】						
「キャリア在り方生き方教育」の推進状況	0校 (H26)	29校	178校 (全校)	—	178校 (全校)	
「キャリア在り方生き方教育全体計画」作成校数【出典：川崎市教育委員会調べ】						

主な課題

キャリア在り方生き方教育の推進には、各学校の実践が必要不可欠であることから、各学校でキャリア在り方生き方教育が円滑かつ効果的に進められるよう、各学校への情報提供や取組支援を一層行う必要があります。

本市における児童生徒の自尊感情の数値が依然として低いことが課題としてあげられます。各学校においてキャリア在り方生き方教育の実践を改善・継続しながら、児童生徒が自らの将来を主体的に考えることができるように、取組を進めていく必要があります。

変化の激しい社会において、子どもたちのキャリア形成の必要性はますます高まっており、引き続き全市での実践に取り組んでいくとともに、今後は高等学校におけるキャリア在り方生き方教育の推進についても検討を進める必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

自尊意識や将来への意識の数値について、小学校と中学校との結果に差が出ている。中学生は将来への不安や悩みなどが顕著に現れる時期であり、一人ひとりに寄り添った支援や様々な相談活動が大切である。

学校にとっては、キャリア在り方生き方教育を柱として、教科領域を超えて子どもの成長を考える良い機会となっている。

キャリア在り方生き方教育の成果は単年度で表せるものではないため、長期的に子どもを見守り、その教育的効果を捉えていかなければならない。

今後の取組の方向性

次期学習指導要領においてもキャリア教育の視点が重要視されていることから、引き続き、全ての市立学校でキャリア在り方生き方教育の推進に取り組みます。

各学校での取組を充実させるため、訪問研修等を通じて担当教員の意識の定着化を図ったり教職員間での共通理解の醸成に向けた支援を行うとともに、各学校での取組事例についての情報共有などを行います。

高等学校における「キャリア・パスポート(仮称)」の作成・活用が求められている中で、各学校の実情に応じた活用ができるよう検討を進めます。

施策1	キャリア在り方生き方教育の推進		
概要	<p>「キャリア在り方生き方教育」に関する研修の実施やリーフレットによる啓発、推進協力校における検証など、平成28年度からの全校実施に向けた取組を進めます。</p> <p>教師用資料である「キャリア在り方生き方教育の手引き」を活用しながら、児童生徒のための「キャリア在り方生き方ノート」を作成し、「キャリア在り方生き方教育」を推進していきます。</p>		
事務事業名	キャリア在り方生き方教育推進事業		
担当課	教育改革推進担当	関係課	
事業の概要	<p>将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育を、平成28年度から全校で実践するため、手引の配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築を図ります。</p> <p>家庭との連携を意識したキャリア在り方生き方教育の推進を図ります。</p>		
	H 2 7	H 2 8	H 2 9
事業計画	手引きを活用した各学校の実践の支援 「キャリア在り方生き方ノート」作成・配布・活用 推進協力校での実践の支援と検証 保護者への啓発用リーフレットの作成・配布	キャリア在り方生き方教育の全校実施 「キャリア在り方生き方ノート」増刷・配布・活用	→ → → →
	実施状況		
	<ul style="list-style-type: none"> 全校での実施を円滑に進めるため、キャリア教育に関する担当者研修会を年3回（5月・9月・2月。2月の研修会は研究推進校の報告会を含む）と、各学校の実情に応じた要請訪問研修（のべ59回）を行いました。 研究推進校を3校設置し、年3回の情報交換会や校内研修等の支援を行うほか、その取組や成果をまとめた実践事例集や報告会での発表を通じて、他の学校との情報共有を行いました。 キャリア在り方生き方ノートの増刷と配布を行いました。 事業の内容やキャリア在り方生き方ノートの活用等について、保護者など関係者への周知を図るため、リーフレットや教育だよりを活用して広報を行いました。 		
	課題と今後の取組		
<ul style="list-style-type: none"> 学校における取組は改善と継続が必要であるため、研修を実施して対応を図ります。 児童生徒のキャリア形成の必要性は高まっているため、引き続き全市での実施の推進に取り組みます。 			

基本政策Ⅱ	学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	達成状況	A
--------------	---------------------------	-------------	----------

現状と課題	政策目標
<ul style="list-style-type: none"> すべての子どもがわからることを目指した授業づくりを進めるとともに、一人ひとりの学力の状況を家庭と共有し、連携・協力しながら「確かな学力」を育成する必要があります。 自制心や規範意識の希薄化など、子どもたちの心にかかる課題に対応するため、道徳教育や、読書活動の充実を図り、「豊かな心」を育てる取組を推進していく必要があります。 児童生徒の体力・運動能力は改善に向かいつつありますが、全国平均と比較すると依然として低い結果であることから、子どもの体力向上に向けたさらなる取組を推進していく必要があります。 グローバル化、情報化などの社会の変化への対応として、英語教育の充実や教育の情報化を進めるとともに、食育の推進に向けて中学校完全給食の全校実施に取り組んでいます。 	学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、一人ひとりが社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身に付けることを目指します。

主な取組成果
きめ細やかな指導・学び研究推進校において、理解や進度の差が生じやすい算数・数学を対象として、習熟の程度に応じた指導を取り入れ、一人ひとりに寄り添い、意欲や達成感を高める指導を行ったことで、授業の理解度が上昇し、「算数が楽しくなった」「聞きづらかったことが聞けた」などの感想が聞かれました。
外国人と直接コミュニケーションを図る機会を設けるため、ALTの活用を促進し、特に、次期学習指導要領を見据えて小学校中学年での拡充を進め、授業を通じて英語でコミュニケーションをとる姿勢や能力の育成を図りました。
学校司書を配置する小学校を7校から14校に拡充し、学校図書館の環境整備を進め、多くの子どもが図書館を利用しやすくなつたことなどから、配置校における1人当たりの年間図書貸出数が、未配置校と比べて1.7倍に伸びているほか、調べ学習や授業支援など、日常的に学校図書館の活用が図られました。
中学校完全給食の実施に向けて市内3か所の学校給食センターの整備等を進めるとともに、平成29年1月から、自校方式及び小中合築校方式の学校4校で中学校完全給食を開始しました。また、生徒の食生活の現状や課題、食育の観点等を踏まえて、中学校給食のコンセプトを『健康給食』と定め、米飯給食中に野菜を取り入れた献立や、地場産物を取り入れた献立を提供しました。
平成29年3月、「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」を策定し、本市の教育の情報化を推進するための今後5年間の取組を示すことができました。

参考指標						
※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。						
指標名	実績値	H27	H28	H29	目標値(H29)	
授業の理解度	小5 88.3% (H26)	89.0%	89.5%	—	90%	
	中2 73.4% (H26)	74.2%	76.1%	—	75%	
「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合【出典：川崎市学習状況調査】 小5：国語、算数、理科、社会の平均 中2：国語、数学、理科、社会、英語の平均						

指標名		実績値	H27	H28	H29	目標値(H29)
授業の好感度	小5	74.2% (H26)	74.4%	75.6%	—	76%
	中2	57.8% (H26)	59.2%	61.8%	—	60%
「学習はすき、どちらかといえばすき」と回答した児童生徒の割合【出典：川崎市学習状況調査】						
授業の有用度	小5	89.4% (H26)	90.2%	89.2%	—	92%
	中2	70.7% (H26)	71.5%	68.9%	—	72%
「授業で学んだことが、生活の中で役に立っていると思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合【出典：川崎市学習状況調査】						
規範意識 ※平成28年度は設問がなかったため、下部の【補足指標】を参照	小6	94.0% (H26)	93.4%	※	—	97%
	中3	94.4% (H26)	93.6%	※	—	97%
「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う」に当てはまる、どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】						
英語に関する意識	中2	78.7% (H26)	81.7%	78.5%	—	80%
「道で外国人に英語で話しかけられたとき、何とか英語で話そうとする」と回答した生徒の割合【出典：川崎市学習状況調査】						
子どもの体力の状況	小5(男)	99.7% (H26)	100.0%	100.0%	—	100%
	小5(女)	99.4% (H26)	100.5%	100.2%	—	100%
	中2(男)	92.9% (H26)	92.9%	93.1%	—	100%
	中2(女)	94.5% (H26)	95.1%	95.3%	—	100%
体力テストの結果（神奈川県の平均値(体力合計点)を100とした際の本市の割合）【出典：全国体力・運動能力、運動習慣等調査】						

【補足指標】

		H26	H27	H28	H29
規範意識	小6	93.3%	93.7%	93.2%	—
	中3	92.6%	91.8%	90.9%	—

「人の役に立つ人間になりたいと思う」に当てはまる、どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】

主な課題

小学校においては平成32年度から、中学校においては平成33年度からの、次期学習指導要領の本格実施に備え、各カリキュラムの研究を進める必要があります。

小学校において教科としての外国語教育が導入されることに伴い、発達段階に応じた力を身に付けることができるよう、小学校での英語教育の在り方等について検討を進める必要があります。

部活動については、教育課程外の学校教育活動として、休養日や適切な活動時間の設定など適正な運営や在り方等についての検討が求められています。

中学校における完全給食の実施に伴い、小中9年間を通した食育の推進やそれに伴う体制の整備等、円滑かつ効果的に事業を推進していくことが必要です。

情報化の進展に伴って情報活用能力の育成が求められている中で、「プログラミング的思考」を育むプログラミング教育の取組など、学校教育における情報化への対応を進める必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

小規模の小学校において人間関係が深化、固定化されたため、中学校に進学した際に環境に馴染めずになってしまふという事例を聞いたことがある。中学生が小学校を訪問して子ども同士で交流するなど、小中間の連携を深めていくことが大切だと思う。

地場産物を取り入れた献立というのは非常に良い手法である。各学校では、地域の農家等と連携しながら地場産の野菜や果物などに触れるという取組を今後も引き続き進めさせてほしい。

学校司書については効果が現れているということなので、全ての小学校への配置を目指して欲しい。

今後の取組の方向性

全ての市立小・中学校において、算数・数学を対象に習熟の程度に応じた指導を取り入れます。また英語教育については、ALTの更なる活用や教員の英語能力の育成などを通じて充実した授業作りに取り組みます。

従来からの小中連携教育を通じて各中学校区において各学校の連携が深まりつつあるため、引き続き小中9年間の系統的な教育の実施と、小学校から中学校への接続の円滑化に取り組みます。

中学校完全給食の実施に当たっては、地場産物を取り入れた献立の提供などの『健康給食』の充実に取り組むとともに、小学校から中学校までの9年間を通じて体系的、計画的な食育の推進を図ります。

学校司書の適正配置を推進するとともに、更なる学校図書館の活用に向けて、各区に配置している総括学校司書と学校司書との連携・協働の在り方について検討を進めます。

「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、学校教育における情報化を計画的に進めます。

施策1	確かな学力の育成			
概要	「確かな学力」を育成するためには、「学習に取り組む意欲・態度」「基礎的・基本的な知識・技能」「課題を解決するための思考力・判断力・表現力等」をバランスよく育むことが必要となります。本施策では、すべての子どもがわかることを目指して、一人ひとりの「学び」を大切にした学力向上策を推進します。			
事務事業名	学力調査・授業改善研究事業			
担当課	総合教育センター	関係課		
事業の概要	学力の状況を的確に把握するために、調査・研究を行い、その結果を活用して、子どもたちが「わかる」を実感できる授業づくりに向けた取組を推進します。			
	H27	H28	H29	
事業計画	川崎市学習状況調査・川崎市学習診断テストの実施（小5、中1～中3）及び結果の個票配布（小5、中2） 川崎市学習状況調査・川崎市学習診断テストの調査結果に基づく授業改善についての報告会等を実施 全国学力・学習状況調査の結果に基づく、各学校における結果報告書の作成・数値目標の設定等による授業改善の推進 総合教育センターにおける調査・基礎研究の推進 全市教育課程研究会の実施 総則並びに各教科等の学習指導要領実践事例集の作成と配布			
実施状況				
<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市学習状況調査・川崎市学習診断テストは、市立小学校5年の児童と中学校全学年の生徒を対象に、小学校は5月、中学校は11月に実施し、家庭での学習の在り方や自己の学習の改善に活用するため、調査結果を児童生徒と保護者に伝えました。また、各学校に学習状況調査報告書を配布し、全市的な課題を周知するとともに、児童・生徒の学習状況を把握し、授業改善につなげました。 ● 平成28年度全国学力・学習状況調査は、小学校6年の児童と中学校3年の生徒を対象に4月に行われました。本市の調査結果については、概要版と分析版を10月に作成し、各学校へ周知するとともに、ホームページで公開しました。また、各学校においては、学校ごとに結果報告書を作成し保護者・地域と連携した学力向上の取組を推進しました。 ● 調査・研究として、各教科や教育課題等に係る、17の研究を行いました。研究結果について、2月に教職員及び教育関係職員を対象に総合教育センター研究報告会を開催するとともに、研究成果として、指導の手引きや研究報告資料を配布しました。 ● 教育課程研究会を市立小・中学校の教員を対象に6月、8月に実施しました。6月は授業及び研究協議を行い、8月は文部科学省からの行政説明を伝達するとともに、事例集冊子や研究（部）会の研究推進を基にした実践報告を行いました。 ● 学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童・生徒に「生きる力」を育むための教育課程の編成を目指して、総則並びに各教科等の実践研究を学習指導要領実践事例集としてまとめ、3月に各学校へ配布しました。 				
課題と今後の取組				
<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市学習状況調査については、全国学力・学習状況調査の結果と合わせて分析することで、全国的な成果と課題を踏まえ、本市の成果と課題を的確に把握することができるため、次年度もそれぞれの調査を補完的に活用し、学習状況の把握と学力向上の取組を進めます。 				

事務事業名	きめ細やかな指導推進事業		
担当課	総合教育センター	関係課	教職員課
事業の概要	習熟の程度に応じたきめ細やかな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。 少人数学級・少人数指導等を推進します。		
	H 27	H 28	H 29
事業計画	きめ細やかな指導・学び研究推進校の指定による研究の推進 「きめ細やかな指導 手引き編」の作成と活用 加配教員や非常勤講師の活用による少人数学級・少人数指導等の推進		
			きめ細やかな指導研究の総括
	実施状況		
●	習熟の程度に応じたきめ細やかな指導については、きめ細やかな指導・学び研究推進校における先進的な研究を推進するとともに、事業計画の予定に先立って、平成26年度から28年度までの3年間の総括を行いました。		
●	市内全小中学校に担当者を位置付け、「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導 手引き編」をもとに、校内体制を確立するとともに、各学校の実態に応じた習熟の程度に応じた指導を支援しました。		
●	「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導 担当者会」を年3回（4月、11月、3月）実施し、研究推進校の取組等について情報共有を行いました。		
●	「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導」におけるオンライン学習サービスの活用について、モデル校（小学校2校、中学校2校）において、有効な利用方法等について研究を行いました。		
	課題と今後の取組		
●	習熟の程度に応じたきめ細やかな指導については、総括した結果をもとに、「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導 実践編」を作成します。		
●	各学校に、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導の担当者を置き、担当者会等により各学校の取組状況の把握を行います。		
●	オンライン学習サービスの活用については、モデル校（小学校2校、中学校2校）において、各種学力調査等の結果を活用した検証を行います。		

事務事業名	英語教育推進事業		
担当課	総合教育センター	関係課	
事業の概要	外国人と直接コミュニケーションを図る機会を増やし、異文化を受容する態度を育成するため、小・中・高等学校へALTを配置します。 4技能（聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと）をより効果的に伸ばす授業展開の工夫につなげるため、教員研修の充実を図ります。		
	H 27	H 28	H 29
事業計画	ALTの配置による外国語（英語）活動の推進（小学校35名、中学校34名、高等学校5名） 英語教育推進リーダー研修の実施 小・中・高等学校外国語（英語）教育指導力向上研修の実施	ALTの適正配置の推進	
			実施状況
●	外国語指導助手（ALT）を小・中学校に69名（小中で同じALTを配置したのは6組12校）、高等学校に5名を配置し、小学校5・6年生の各クラスで年間35時間、中学校の各クラスで年間約30時間の授業を行いました。		
●	小学校中学年でのALTとの授業を拡充したことにより、外国人と直接コミュニケーションを図る授業を開設し、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成しました。		
●	英語教育推進リーダー中央研修に、小学校2名、中学校2名、高等学校1名の教員が参加しました。		
●	国の中央研修を受けた英語教育推進リーダーを講師とする指導力向上研修を各校種で実施しました。（小学校は各校の中核教員を対象に6回14時間。中学校は、各校の英語科教員1名以上を対象に6回14時間。高等学校は、各校の英語科教員1名以上を対象に5回14時間）		

課題と今後の取組

- A L T の効果的な活用方法については、教員の授業力の向上を図るために、実践事例を共有し、各種研修等の中で、指導することが必要と考えています。また、中学校において、年間35時間のA L Tとの授業を実施し言語活動の充実を図ります。
- 児童・生徒の英語力向上につながる教員の英語力と指導力の向上に向けた研修の充実に取り組みます。

事務事業名	理科教育推進事業		
担当課	総合教育センター		関係課
事業の概要	企業や研究機関、大学と連携して、技術者、研究者の派遣授業などを進めるとともに、理科支援員の配置や中核理科教員（C S T）の養成などにより、理科授業における観察・実験の機会を保障することで、魅力ある理科教育を推進します。		
	H 2 7	H 2 8	H 2 9
事業計画	理科支援員を全小学校に配置		→
	横浜国立大学と連携した中核理科教員（C S T）養成プログラムの実施		→
	市内小中学校でのC S T実習生の受入		→
	C S T修了者による教員研修の実施と校内理科指導教員の育成		→
	中学校・高等学校理科初任者に対する観察実験の悉皆研修の実施		→
	先端科学技術者の派遣授業の実施		→
	実施状況		

- 市内全小学校（113校）に理科支援員を配置して、理科授業における観察・実験活動の充実及び教員の資質向上を図りました。
- 横浜国立大学と共同で地域の理科教育における中核的な役割を担う教員（C S T）の養成・育成を行いました（今年度の修了者は4名）。また、C S T養成プログラム修了者による教員への研修を6回行いました。
- 中・高等学校理科初任者に対する観察・実験の悉皆研修を年14回実施しました。
- 理科への関心を高める取組として、経済労働局や財団法人神奈川技術アカデミーと連携し、市内の企業や研究所から先端科学技術の研究者等を市内小・中学校あわせて14校に招き、派遣授業を行いました。

課題と今後の取組

- 理科支援員については、人材の確保が課題ですが、引き続き全ての小学校に配置していきます。
- 来年度52名になる市内のC S T養成プログラム修了者については、初任者や理科支援員に対して効率的にアドバイスを行えるよう、異動等を考慮して区ごとに再組織化します。
- 中・高等学校理科初任者に対する研修については、観察・実験の研修内容の充実を図ります。
- 先端科学技術者による派遣授業については、授業の様子を多くの教諭が集まる機会で紹介するなど、派遣授業の活用の促進を図ります。

事務事業名	小中連携教育推進事業		
担当課	教育改革推進担当	関係課	
事業の概要	小中9年間の学びの連続性確保の取組や、円滑な接続に係る研究を進めるなど、小学校と中学校が連携した取組の推進を図ります。		
	H27	H28	H29
事業計画	全中学校区での、小中連携教育の推進 指定中学校区での、今日的課題を中心としたカリキュラムの円滑な接続に係る研究の推進		→
			→
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> ● 全中学校区（川崎高校附属中学校を除く）で「連携教育推進協議会」を開催し、小中連携教育の計画・実施・ふりかえりを行いながら連携教育の推進を図りました。 ● 2中学校区で「キャリア在り方生き方教育」「外国語活動・英語」に係るカリキュラム開発研究（2年間の継続研究の2年目）を行いました。また、カリキュラム開発研究校において研究報告会を開催し2年間の取組成果を発表しました。 ● 各校区の取組を共有するため、実践報告集を作成・配布するとともに、小中連携教育担当者会議を2回開催しました。 			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> ● 小中一貫教育の充実が求められ、カリキュラムマネジメントの重要性が説かれている中、さらなる活性化をめざす必要があるため、小中連携教育推進担当者会を開催するなどして連携教育を推進します。 ● 2中学校区において、新たに2年継続研究のカリキュラム開発研究を推進します。 			

事務事業名	学校教育活動支援事業		
担当課	総合教育センター	関係課	指導課
事業の概要	<p>児童生徒や学校、地域等の実態に応じて創意工夫を生かした特色ある教育活動を推進します。</p> <p>教育活動サポーターの配置により、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。</p> <p>社会の変化に対応できる資質・能力を育成する観点から、教科等を横断した学習を進めます。</p> <p>生徒の実態に応じた中学校夜間学級の編入相談および運営を進めます。</p>		
	H 27	H 28	H 29
事業計画	<p>研究推進校による特色ある教育活動の推進</p> <p>校内研究・研修支援のための講師派遣事業の実施</p> <p>教育活動サポーターの配置</p> <p>環境、福祉、国際理解等横断的・総合的な課題についての学習の推進</p> <p>中学校夜間学級の運営</p>		
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> ● 創意工夫を生かした特色ある教育活動の推進として、平成28年度は小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、計36校の研究推進校で研究報告を行いました。 ● 各学校の教育課程編成、研究・研修活動等の支援のための講師派遣事業として、延べ42校に講師の派遣を行いました。 ● 教育活動サポーターを小学校77校に計3,123回、中学校35校に計1,445回配置しました。 ● 環境、福祉、国際理解等、横断的・総合的な課題についての学習の推進については、橋小学校、川中島中学校で研究を行いました。環境に関しては、7月に多摩川の生き物生態や環境についての研修会を開催しました。福祉に関しては、7月に地区社会福祉協議会と連携し研修会を行いました。また、国際理解等に関しては、国際教育研究会の常任委員授業研究会で授業公開を行いました。 ● 中学校夜間学級については、平成28年度から、様々な理由により学習する機会がなかった既卒者の入学を入学条件に加え、入学希望者に対して個々に事前相談を行いました。今年度は1学年8名、2学年3名の生徒が編入しました。（既卒者は編入0名） 			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境、福祉、国際理解等、横断的・総合的な課題についての学習の推進については、各学校の実態に応じたカリキュラムの編成が必要です。具体的な事例を研究会と連携して発信していくとともに、校内において次年度に向けた円滑な引継ぎを行うことができるよう校内体制づくりを支援します。 ● 中学校夜間学級の入学については様々なニーズがあり、事前相談等を行い、個々の状況に合わせた支援が必要です。 			

施策2	豊かな心の育成	
概要	<p>「豊かな心」を育成するためには、自らを律しつつ、他者と協調し、他人を思いやる心や感動する心などを育んでいく必要があります。本施策では、読書活動、体験活動などを通して、道徳教育や人権尊重教育等の充実を図り、いのち・心の教育を基盤としながら、豊かな人間性を育む取組を推進していきます。</p>	

事務事業名	道徳教育推進事業			
担当課	総合教育センター	関係課		
事業の概要	発達の段階に応じた指導内容の重点化、教材の充実などにより、道徳教育の充実を図ります。			
	H 27	H 28		
事業計画	道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業を活用した道徳教育の推進	→		
	H 29			
	道徳教育の重点目標に基づいた道徳教育の推進	→		
	実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省が行っている道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業を活用して、道徳の授業が充実するように、道徳の授業で活用する教材の充実を図りました。 小学校、中学校において、道徳教育の重点目標を設定して道徳教育を推進できるように支援しました。 				
課題と今後の取組				
<ul style="list-style-type: none"> 今後も、道徳の授業の充実を図ることができるように、道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業を活用した取組を継続します。 学校ごとに設定している道徳教育の重点目標を見直しながら、道徳教育を推進できるように引き続き支援します。 				

事務事業名	読書のまち・かわさき推進事業			
担当課	指導課	関係課		
事業の概要	子どもから大人までが読書に親しめるよう、さまざまな読書活動を推進するため、学校司書等の配置を含めた読書環境の整備を推進します。			
	H 27	H 28		
事業計画	総括学校司書（学校図書館コーディネーター）の配置（21名）	総括学校司書（学校図書館コーディネーター）の適正配置		
	H 29			
	学校司書のモデル配置（7校）	学校司書のモデル配置		
	川崎フロンターレとの連携による読書活動の推進	→		
	実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> 総括学校司書を21名配置するとともに、学校司書を配置するモデル校を14校に拡大し、学校図書館の充実及び児童生徒の読書活動の充実を図りました。 川崎フロンターレ20周年にちなみ、「20」にまつわる選手のお薦め本を紹介した読書推進リーフレットを7万部作成し、市内の学校や施設へ配布しました。また、読書普及イベント人形劇を市立図書館や市立小学校で開催しました。 				
課題と今後の取組				
<ul style="list-style-type: none"> 総括学校司書や学校司書の適正配置を進めるため、モデル校を拡大し、処遇の改善や効果の検証に引き続き取り組みます。 				

事務事業名	子どもの音楽活動推進事業		
担当課	指導課	関係課	
事業の概要	子どもが音楽に親しみ、豊かな感性を育むよう、子どものためのオーケストラ鑑賞や市内の貴重な音楽資源を活用した音楽の体験活動を推進します。		
	H 27	H 28	H 29
事業計画	「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施 「子どもの音楽の祭典」の実施		
	実施状況		
	<ul style="list-style-type: none"> ● ミューザ川崎シンフォニーホールで「子どものためのオーケストラ鑑賞」を実施し、子どもたちがプロのオーケストラ演奏を鑑賞しました。（体験人数：8,211人） ● ミューザ川崎シンフォニーホールで「子どもの音楽の祭典」を実施し、川崎市歌を合唱するなど、子どもたちが中心となって音楽活動に取り組みました。 		
	課題と今後の取組		
	<ul style="list-style-type: none"> ● より多くの子どもたちが参加できるようにオーケストラ鑑賞の公演回数を増やします。 		

事務事業名	人権尊重教育推進事業		
担当課	人権・共生教育担当	関係課	
事業の概要	人権意識の向上と子どもたちの人権感覚の育成を図ります。 「子どもの権利に関する条例」の周知と正しい理解を図ります。		
	H 27	H 28	H 29
事業計画	人権尊重教育推進会議の開催 人権研修の実施及び研究校への研究支援 人権尊重教育補教材の作成、配布 子どもの権利学習資料の作成、配布 子どもの権利学習講師派遣事業の実施		
	実施状況		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 各関係機関との連絡調整をしながら、教職員や保護者的人権意識の向上と子どもたちの人権感覚の育成を推進し、人権尊重教育全般の充実を図りました。 ● 人権尊重教育推進会議を2回開催し、学校教育や社会教育における人権尊重教育の推進を図りました。 ● 人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修を実施（計14回）し、人権意識の向上に努めました。 ● 人権教育補助教材「はたらくひとびと」（小学校1年生対象、全教職員）や、「子どもの権利学習資料」（小学校1年生、小学校5年生、中学校1年生対象）を作成・配布し、職業による差別偏見をなくすための効果的な学習及び子どもの権利学習に取り組みました。 ● 子どもの権利学習派遺事業を小学校32校109学級、中学校4校17学級で実施し、子どもの権利条例の正しい理解を図りました。 		
	課題と今後の取組		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒や教職員、保護者の人権感覚を醸成するために、引き続き事業に取り組みます。 ● 中学生対象の子どもの権利学習派遺事業については、NPO法人と調整を図りながら継続して取り組んでいきます。 		

事務事業名	多文化共生教育推進事業					
担当課	人権・共生教育担当	関係課				
事業の概要	子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。 多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。					
	H 27	H 28	H 29			
事業計画	民族文化講師ふれあい事業の実施 外国人教育推進連絡協議会の開催 多文化交流会の開催		→ → →			
	実施状況					
<ul style="list-style-type: none"> 「外国人教育推進連絡会議」を年2回開催するとともに、「民族文化講師ふれあい事業」については、実施校を選定し、年度当初の計画に沿って各学校への講師派遣を実施しました。 全市立学校を対象とした、ふれあい事業の実践報告会を開催し、事業向上に向けて情報交換を行いました。 						
課題と今後の取組						
<ul style="list-style-type: none"> 多文化共生教育を大切にしてきた本市の学校教育において、「民族文化講師ふれあい事業」は、外国につながりのある子どもたちが、自分たちの文化を大切に思い、自尊感情をもつこと、また、日本の子どもたちも含めて全ての子どもたちが異なる国の文化を理解し尊重する態度を育てていく有効な手立てとなっているため、事業を継続していくことが必要です。 						

施策3	健やかな心身の育成		
概要	生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むために、心身の調和的な発達を図ることは大変重要です。「健やかな心身」を育成するには、たくましく生きるための健康な体や体力を育んでいくことが必要となります。本施策では、子どもの体力向上のための方策の推進やさらなる食育の充実など、生涯を通じて健康で活力ある生活を送る基礎を培うための取組を推進していきます。		

事務事業名	子どもの体力向上推進事業		
担当課	健康教育課	関係課	
事業の概要	児童生徒の健全な心身の育成をめざし、地域スポーツ人材も活用しながら学校体育活動を充実します。		
	H 27	H 28	H 29
事業計画	中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会の実施 モデル校の研究成果に基づき、各学校の実態に応じた取組を全校で展開 武道等指導者の派遣による武道授業の充実 部活動指導者の派遣による中学校、高等学校、特別支援学校の運動部活動の充実 対外競技派遣事業の見直し		→ → → → →
	実施状況		

<ul style="list-style-type: none"> 中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会を実施しました。 モデル校での実践を踏まえた「子どもの体力向上課題対策プロジェクト」を実施しました。 武道等指導者を90人、56校に派遣しました。 部活動指導者を105人、47校に派遣しました。
課題と今後の取組
<ul style="list-style-type: none"> 事業の成果として、小中男女とも子どもの体力の状況は概ね上昇傾向を示していることから、現在取り組んでいる事業を継続して進めます。

事務事業名	健康教育推進事業		
担当課	健康教育課	関係課	
事業の概要	疾患を早期発見し健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理、学校医等の配置を行います。また、子どもたちの望ましい生活習慣の確立、心の健康の保持・増進、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、各学校における健康教育の一層の充実を図ります。		
	H 27	H 28	H 29
事業計画	学校保健安全法施行規則の改正に伴う定期健康診断の検討 学校保健統計調査の結果を活用した事業展開 スクールヘルスリーダー派遣の継続実施	学校保健安全法施行規則の改正に伴う定期健康診断項目の実施	
	実施状況		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の健康教育を推進しました。 ● 児童生徒のアレルギー疾患へ適切に対応しました。 ● 学校保健安全法施行規則の改正に伴う定期健康診断の実施方法を検討し、実施しました。 ● 若手の養護教諭等を支援するため、スクールヘルスリーダーを5校に派遣しました。 		
	課題と今後の取組		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬物乱用やアレルギー疾患等の課題を解決するためには、児童生徒が生涯を通じて心身ともに健康に生きる力を培うことが重要となることから、現在取り組んでいる事業を継続して進めます。 		

事務事業名	中学校給食推進事業		
担当課	中学校給食推進室 (H29:健康給食推進室)		関係課
事業の概要	中学校完全給食の全校実施に向けた取組を進めます。 中学校完全給食を活用した食育推進の取組を進めます。		
	H 27	H 28	H 29
事業計画	中学校完全給食の試行実施（東橋中学校） 民間活力を活かした手法による給食施設等の整備推進 中学校完全給食を活用した食育推進の検討	安全・安心で温かい中学校完全給食の一部実施 ・自校方式2校 （大蔵中学校、中野島中学校） ・小中合築校2校 （東橋中学校、はるひ野中学校）	安全・安心で温かい中学校完全給食の全校実施 （センター方式3箇所） 民間活力を活かした手法による給食施設等の整備完了
	実施状況		
	<ul style="list-style-type: none"> ● PFI手法による学校給食センターの整備等を進めるとともに、平成29年1月から、自校方式2校、小中合築校方式2校で中学校完全給食を開始し、着実に事業を推進しました。 ● 中学校給食を活用した食に関する指導を効果的に進めることができるよう、平成28年11月に「学校における食に関する指導プラン<中学校>」を改訂し、各学校へ配布しました。 ● 一部実施の学校では、中学生の食生活の現状や課題（野菜不足、肥満・やせなど）、食育の観点等を踏まえ、『健康給食』をコンセプトとして、米飯給食中心に野菜を豊富に取り入れた献立を提供しました。また、全て市内産野菜を使用した「かわさきそだち」の野菜スープなど、地場産物を使用した献立を提供しました。 ● 一部実施の学校において、平成29年2月に「中学校給食に関するアンケート」を実施した結果、生徒、保護者からおおよそ高い評価を得られました。 (生徒) 問 中学校給食が始まったことについて、どう思いますか。 ⇒ よい+どちらかといえばよい 78.0% (保護者) 問 中学校給食が始まったことについて、どう思いますか。 ⇒ よい+どちらかといえばよい 97.9% 		
	課題と今後の取組		

- 学校給食センターについては、平成29年9月に南部、同年12月に中部・北部学校給食センターがそれぞれ運営を開始し、市立中学校52校全校で完全給食を実施する予定です。
- 引き続き、「川崎市立中学校完全給食実施方針」に基づき、中学校完全給食全校実施に向け、着実に事業を推進します。また、全校実施後は、『健康給食』の着実な推進や小学校からの継続した食育の推進など、学校給食を活用したさらなる食育の充実を図るとともに、PFI事業や業務委託（調理・配膳業務等）におけるモニタリングを適切に実施します。

事務事業名	学校給食運営事業		
担当課	健康教育課（H29：健康給食推進室）	関係課	
事業の概要	児童生徒の健全な身体の発達に資するために、小学校等において、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行います。		
	H27	H28	H29
事業計画	食の指導に係る全体計画、年間指導計画に基づく食育の推進 地場産の食材を活用した食育の推進 老朽機器の計画的更新による安全な給食の安定供給 学校給食調理業務の委託化の実施		→ → → →
	実施状況		
●	中学校完全給食開始に向けて、円滑に食育推進が図られるよう、栄養教諭を中心としたネットワーク支援や、食に関する指導の内容等を理解するための食育担当者会を2回（5月、1月）開催しました。		
●	生産者等の努力をより身近に理解し、食への感謝の心を育む等、食育を推進するため、全小学校・特別支援学校117校及び自校・小中合築校方式の中学校4校の学校給食で地場産の食材を使用しました。		
	課題と今後の取組		
●	食育については、小・中学校と連続性のある成長期の児童生徒への食育を継続的かつ効果的に推進するとともに、老朽機器の計画的更新に影響のある不測の故障対応や、学校給食調理員の退職動向等にあわせた委託化への移行を着実に行い、引き続き安全・安心な学校給食を提供できるよう取り組みます。		

事務事業名	学校給食会補助事業		
担当課	健康教育課（H29：健康給食推進室）	関係課	
事業の概要	学校給食の実施に際し、良質な給食物資の一括調達や安全性の確認を効率よく行うため、学校給食会へ事業費の補助を行います。		
	H27	H28	H29
事業計画	安全で良質な給食物資の安定的な調達、学校給食会の効率的な運営の推進 中学校完全給食の実施に向け、法人の役割及び体制の検討	中学校完全給食の実施に対応した効率的な運営の推進	→ →
	実施状況		
●	安全・安心な給食物資を供給するため、理化学検査・細菌検査等を年273件実施しました。		
●	学校給食を円滑かつ適正に実施するため、自校・小中合築校方式の中学校を含めた約81,000食の給食物資を年間を通じて安定的に学校に供給しました。		
	課題と今後の取組		
●	中学校完全給食の全校実施に向けて、小学校等を含めた約11万食分の安全・安心な給食物資を安定的に供給するため、新たな役割に対応する運営体制を強化し、品質・規格・産地等を確認しながら隨時理化学検査や細菌検査等を行い、引き続き安全・安心な給食物資調達等に係る事業に取り組みます。		

施策4	教育の情報化の推進		
概要	情報活用能力は、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とともに、知識・技能を活用して行う言語活動の基盤となるものであり、「生きる力」を構成する重要な要素として、情報化が進展した現代においては、ますますその向上が求められています。本施策では、社会で最低限必要な情報活用能力を子どもたちに身につけさせるとともに、ICTの特性を活用した、より学習効果の高い授業の実現に向けた取組を推進していきます。		
事務事業名	教育の情報化推進事業		
担当課	総合教育センター	関係課	
事業の概要	「教育の情報化推進計画」に基づき、ICT機器整備や研修の充実を図り、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、学校業務の効率化による教員の子どもとふれあう時間の確保に取り組みます。		
	H27	H28	H29
事業計画	児童生徒の情報活用能力の育成に向けた取組の推進		→
	次世代型ICT環境を活用した実践の検証・実践からの情報収集の推進		→
	教員のICT活用実践力育成のための研修の推進		→
	校務支援システムの検証及び安定的な運用		→
	小・中・高・特別支援学校のコンピュータ機器等の導入及び入替		→
	「インターネット問題相談窓口」による対応	「教育の情報化推進計画第2版」の策定	→
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年4月の発行に向け、教師用指導資料「5分でわかる情報教育Q&A」（第10版）を作成しました。 ● 第2期教育の情報化推進計画として「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」を策定しました。 ● 教員のICT活用能力の向上のための夏季希望研修を7講座19コマ、学校からの要請研修を18回（ICT5回、情報モラル教育13回）実施しました。 ● 川崎総合科学高校のICT機器の更新・整備を計画通り行いました。 ● 校務支援システムに蓄積された児童生徒の学習や行動の記録を活用して、児童生徒理解を深めることができました。 			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市立学校における教育の情報化推進計画の進捗管理について、「情報化推進協議会」が中心となってPDCAサイクルを循環させながら、それぞれの事務事業を着実に進めていきます。 ● 平成23年策定の川崎市学校情報セキュリティポリシーについて、関係部署との連絡調整を図りながら改訂作業を進めます。 			

施策5	特色ある高等学校教育の推進		
概要	<p>グローバル化、情報化などの社会状況の変化に伴い、生徒の能力や適性、興味、関心、進路希望等が一層多様化しています。本施策では、市立高等学校の生徒一人ひとりが、変化の激しい社会においてたくましく生き抜くことに必要な「生きる力」を身につけることを目指し、中高一貫教育の推進をはじめ、各校の特色を生かした多様な学習ニーズに対応する教育活動を推進し、魅力ある市立高等学校づくりに向けた取組を推進していきます。</p>		
事務事業名	魅力ある高校教育の推進事業		
担当課	教育改革推進担当 (H29: 指導課)	関係課	
事業の概要	<p>「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組を進めるとともに、「第2次計画」の策定に向けた検討を進めます。 生徒・保護者・市民のニーズに応じた魅力ある高校づくりを推進します。</p>		
	H27	H28	H29
事業計画	商業高校定時制商業科の移管における、川崎総合科学高校の必要施設の改修等、環境整備 商業高校全日制普通科の教育理念、教育活動等の周知活動支援 聴講生制度、図書館の開放、開放講座の実施 専門学科の魅力づくりの推進 「市立高等学校改革推進計画 第2次計画」の策定に向けての検討		商業高校定時制商業科の川崎総合科学高校への一斉移管 商業高校全日制普通科の開設 必要施設の改修、環境整備
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎総合科学高校定時制の施設改修を計画通り実施しました。 ● 商業高校の校名を幸高校に改めること及び同校の全日制普通科開設については、学校説明会や体験授業の実施、各報道機関への情報提供や教育だよりへの掲載などにより市民への広報を行いました。 ● 聴講生制度(8講座募集)、図書館開放(263日)、市民への開放講座(8回)を実施しました。 ● 生徒が多様で専門的な学習をするため、外部講師による授業などを実施しました。 ● 国の高大接続改革や神奈川県の高校改革の動向、新しい学習指導要領の情報などを把握しながら本市の今後の高校改革に向けて研究を進めました。 			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年4月に商業高校と川崎総合科学高校での定時制再編が完了し幸高校全日制普通科が開設されますが、普通科の完成年度までは高校再編事業の継続が必要です。 ● 学校と地域との連携の重要性は高まっており、開かれた学校づくりを推進するため現状の事業内容を継続する必要があります。 ● 生徒や市民の多様な学習ニーズに応じるために、各校の特色を生かした魅力ある市立高校づくりを継続していきます。 ● 国の高大接続改革や神奈川県の高校改革の動向を把握し、「第2次計画」の策定に向けた検討を継続する必要があります。 ● 商業高校定時制の使用施設跡の改修を行います。 			

事務事業名	中高一貫教育推進事業		
担当課	教育改革推進担当 (H29 : 指導課)	関係課	
事業の概要	<p>市民のニーズに応える中高一貫教育の取組を推進します。</p> <p>川崎高校附属中学校入学者の募集及び決定に関する適正な業務に取り組みます。</p> <p>高い志を持って主体的に学び、これからの中高一貫教育校における6年間の体系的・継続的な、特色ある教育を推進します。</p>		
	H 2 7	H 2 8	H 2 9
事業計画	<p>中高一貫教育校外構工事完了、施設全面供用開始</p> <p>6年間の体系的・継続的な教育の研究の推進</p> <p>教員養成・研修等の人材育成の推進</p> <p>附属中学校入学者の募集及び決定</p>		
	実施状況		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 中学・高校の教員、管理職とともに他都市の実践を視察するとともに、研究会に参加し、中高一貫教育のあり方について研究を推進しました。 ● 中学・高校において、授業改善についての研修を開催しました。 ● 附属中学校の入学者の募集及び決定では、募集要項やポスターを作成し広報に努め、学校説明会（1,796名参加）、志願説明会（1,060名参加）を開催しました（志願者523名）。 		
	課題と今後の取組		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 併設型の中高一貫教育の課題とされる高校への接続を円滑に行うために、中学・高校の教員の連携を深め、学びの連続性を維持し、6年間の特色ある中高一貫教育を推進していきます。 		

基本政策Ⅲ	一人ひとりの教育的ニーズに対応する	達成状況	A
--------------	--------------------------	-------------	----------

現状と課題	政策目標
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、また、障害も重度化、多様化しているため、指導に当たる教員の専門性や学級経営力をいかに高めるかが課題となっています。 通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒に対し、校内支援体制のさらなる充実を図るとともに、高等学校においては、外部機関及び支援人材の活用等による効果的な支援の在り方を検討する必要があります。 いじめの態様が年々変容し、新たな問題も生じる中で、学校、家庭、地域において、いじめ防止への意識を高く保っていくことが求められています。 不登校や貧困など、子どもが抱える今日的課題に対して適切な支援が求められていることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を推進します。 	<p>すべての子どもがいきいきと個性を発揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。</p>

主な取組成果
<p>小学校における包括的な児童支援体制を構築するため、市立小学校113校のうち79校で児童支援コーディネーターを専任化しました。専任化された児童支援コーディネーターが、授業や生活の様子を見回りながら児童とコミュニケーションをとって見守り活動を行うとともに、必要に応じて保護者からの相談を受けることで、いじめの未然防止や児童生徒の抱える課題の改善につなげることができました。また、児童支援コーディネーターが中心となって、学校管理職や担任などとともに、学校全体の連携協力体制を構築することにより、校内の支援体制の整備を行うことができました。</p> <p>市立小・中学校等に週2回(180分)を上限として看護師が学校を訪問して、特別支援学級等に在籍する児童生徒に対してたんの吸引などの医療的ケアを行うことで、児童生徒に付き添う必要があった保護者の負担を軽減することができました。</p> <p>全市立中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、市立小学校及び高等学校へ巡回型のスクールカウンセラーを派遣しました。更に平成28年度からは特別支援学校にも要請に応じてスクールカウンセラーを派遣し、市立全学校において課題を抱えた児童生徒への相談体制を構築し、児童生徒や保護者の困り感の解消につなげることができました。</p> <p>各区・教育担当にスクールソーシャルワーカーを1名以上配置し、学校からの要請や区・教育担当の判断に基づいて学校に派遣しました。スクールソーシャルワーカーは児童生徒を見守り、教職員や保護者からの聞き取り等を通じて状況を把握し、校内の支援体制への助言や適切な社会福祉機関等との連携・協力に取り組むなど、課題を抱える児童生徒の環境改善に力を発揮しました。</p> <p>意欲と能力のある生徒が経済的理由のために修学を断念することのないよう、高校生に対して奨学金を支給し、大学生に対して奨学金を貸与し、子どもの学びを支援することができました。また、平成28年度は奨学金制度の見直しを行い、対象校種の拡大や入学支度金の支給時期変更など、より実態に即した支援を行いました。</p>
参考指標
※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。

指標名	実績値	H27	H28	H29	目標値(H29)
児童支援活動推進校における支援の必要な児童の課題改善率	87% (H26)	93%	95%	—	97%
児童支援活動推進校において把握している支援の必要なすべての児童数に対して、その後の支援によって課題が改善及び改善傾向にある（6月時点）児童の割合【出典：川崎市教育委員会調べ】					

指標名	実績値	H27	H28	H29	目標値(H29)
児童支援活動推進校における支援の必要な児童に対する支援の未実施率（小学校）	2.7% (H26)	0.6%	0.5%	—	0%
児童支援活動推進校において把握しているすべての支援の必要な児童数に対して、その後の支援が実施できなかった（6月時点）児童の割合【出典：川崎市教育委員会調べ】					
個別の指導計画の作成率（小・中・高等学校）	56% (H26)	66%	70%	—	70%
すべての市立小・中・高等学校数に占める、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して個別の指導計画を作成した学校の割合【出典：川崎市教育委員会調べ】					
いじめの解消率 *	小学校	60% (H25)	65.8%	78.7%	—
	中学校	86.2% (H25)	83.2%	86.4%	—
いじめが解消した割合（解消した件数／認知件数×100）【出典：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果】					
いじめに関する意識	小6	76.8% (H26)	77.0%	78.3%	—
	中3	62.2% (H26)	64.2%	66.4%	—
「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】					
不登校児童生徒の出現率 *	小学校	0.34% (H25)	0.38%	0.41%	—
	中学校	3.65% (H25)	3.48%	3.34%	—
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒数の割合（不登校児童生徒数／全児童生徒数×100）【出典：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果】					
* 参考指標「いじめの解消率」及び「不登校児童生徒の出現率」については、出典もとの調査取りまとめの関係で、1年度前の数値を記入しています。					

主な課題

子どもの抱える課題を早期に解決し、学校の支援体制を確立するため、全ての市立小学校で児童支援コーディネーターを専任化することが必要です。

インクルーシブ教育システムの構築を目指し、児童生徒にとって最も適した学びの場を提供することができるよう、また、安心して学校に通うことができるよう、医療的ケアの充実が求められています。また、高等学校における通級制度の導入等、小学校から中学校、高等学校へ支援の継続性が求められています。

能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な生徒の一助となるよう、奨学金制度について国や神奈川県の動向を注視しながら、見直しを視野に入れた検討を行う必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

児童支援コーディネーターの専任化は学校における包括的な児童支援体制の強化に繋がっており、効果的な取組である。また、支援が必要な児童への対応には家庭との連携が不可欠であることから、児童支援コーディネーターの役割等について保護者への十分な周知が必要である。

障害のある子とない子が共に学ぶ環境は、いずれの立場の子どもにも良い影響を与えるものであるため、インクルーシブ教育システムの構築は非常に大切な取組である。

特別な教育的ニーズのある児童生徒は年々増加している状況であるので、教育委員会を中心となって長期的な視点から指導体制の整備に取り組んでいってほしい。

不登校を生み出さない環境づくりも重要だが、学校とフリースクールなどが連携しながら、不登校になつた児童生徒への支援を丁寧に進めていくことも大切だと感じる。

今後の取組の方向性

全ての市立小学校において児童支援コーディネーターを専任化し、小学校における包括的な児童支援体制を整えます。

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、児童生徒に適切な学びの場を提供するための医療的ケアの充実についての検討を進めるとともに、特別支援学校や通級指導教室がその専門性を生かして各学校を支援することで、全ての学校での支援力の向上を目指します。

不登校の状態になっている児童生徒を支援するため、市内6か所に設置している「ゆうゆう広場（適応指導教室）」において小集団による体験活動や学習活動等の充実を図るとともに、在籍校と連携しながら一人ひとりに寄り添った登校支援を行います。

施策1	支援教育の推進		
概要	すべての子どもが必要な教育的支援を受け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることを目指します。		
事務事業名	児童支援コーディネーター専任化事業		
担当課	指導課 関係課		
事業の概要	小学校における児童支援コーディネーター専任化により、ニーズに応じた支援体制を構築し、外部機関との連携や幼保との連携・中学校への引継ぎ、若手教員の育成など、小学校段階における早期の適切な支援と教育を実施します。		
	H 2 7	H 2 8	H 2 9
事業計画	小学校65校で児童支援コーディネーターを専任化	児童支援コーディネーター専任化の推進	
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童支援コーディネーターを専任化した学校を、65校から79校に拡充しました。 ● 児童支援コーディネーターのスキルアップと情報共有を目的として、養成研修を6回・児童支援活動推進会議を5回実施しました。 			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童支援コーディネーターの専任化による教育的ニーズのある児童の支援の充実については効果が検証されていることから、今後は専任化されていない学校においても同様の支援環境を整える必要があります。 ● 全ての小学校において、すべての子供が安全・安心して生き生きと活動できる学校づくりを推進していきます。 			

事務事業名	特別支援教育推進事業		
担当課	指導課	関係課	
事業の概要	<p>第2期特別支援教育推進計画に基づき、特別支援教育を推進します。 共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムを構築します。</p> <p>教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備します。 小・中・高等学校における支援体制を整備します。</p> <p>教職員の専門性の向上を図ります。 相談や保護者支援のあり方を検討します。</p>		
	H 27	H 28	H 29
事業計画	<p>支援教育の理念の理解促進</p> <p>特別支援教育サポーターの配置（120名）</p> <p>小・中学校通級指導教室の課題への対応検討</p> <p>入院・入所児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒の学習支援の実施</p> <p>児童思春期病棟入院児童生徒への訪問指導の実施</p> <p>中央支援学校高等部分教室拡充等改修工事実施設計</p> <p>特別支援教育推進モデル校（中学校）の報告会等で取組の成果を発信</p> <p>高等学校における特別支援教育を推進するための検討委員会の設置</p> <p>専門職（自立活動教員）の配置の検討</p> <p>専門性を高めるための研修の実施</p> <p>サポートノートの効果的な活用の推進</p> <p>（仮称）こども心理ケアセンター内学級の教育課程の編成等開設準備</p>	<p>小・中・高等学校への状況に応じた特別支援教育サポーターの配置</p> <p>小児がん等の入院児童生徒への訪問指導の実施</p> <p>中央支援学校高等部分教室拡充等改修工事</p> <p>（仮称）こども心理ケアセンター内学級の開設</p>	
	実施状況		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 120名の特別支援教育サポーターを20,887回配置しました。 ● 医療的ケアを必要とする児童生徒への看護師訪問については、週1回（90分間）から週2回（180分間）に拡充し、希望した12名に実施しました。 ● 特別支援教育の専門性向上に関わる研修については、特別支援教育センターにおいて必修研修24回、希望研修13回を開催しました。 ● こども心理ケアセンターかなで内に井田小学校・井田中学校の特別支援学級分教室を開設しました。 		
	課題と今後の取組		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 高等学校における特別支援教育の充実について、今年度の検討結果を踏まえ、より一層取り組んでいく必要があります。 ● 通常の学級に在籍する教育的ニーズのある児童の支援の充実を目的に、通級指導教室の専門性を生かした取組を推進します。 ● 医療的ケアが必要な児童生徒については、安心して学校生活が送れるよう、より一層の支援の充実に取り組んでいく必要があります。 ● 教員に対する研修やサポートノートの効果的な活用の推進については、特別支援学校地域支援部の活動を通して、具体的に進めていきます。 		

事務事業名	共生・共育推進事業		
担当課	教育改革推進担当	関係課	
事業の概要	<p>豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。</p> <p>「効果測定」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。</p>		
	H 27	H 28	H 29
事業計画	<p>各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」年間6時間実施の推進</p> <p>年間3回、担当者研修の実施</p> <p>研究推進校での効果測定についての検証</p>		
	実施状況		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 共生・共育担当者研修会を2回（4月、8月）開催しました。 ● 指導者育成の充実のため、校内研修等（のべ25回）を実施しました。 ● 研究協力校17校において効果検証等の調査研究を行いました。 ● いじめ、不登校等の未然防止と早期発見・解決のための「効果測定」の活用を推進しました。 		
	課題と今後の取組		
	<ul style="list-style-type: none"> ● プログラムの効果的な実践には教職員の理解や、継続のための校内体制づくりが必要であり、引き続き担当者研修会や要請訪問研修を行います。 		

事務事業名	児童生徒指導・相談事業		
担当課	総合教育センター	関係課	教育改革推進担当
事業の概要	<p>スクールカウンセラーを市立全中学校に配置するとともに、市立小学校・高等学校に学校巡回カウンセラーを派遣し、各学校で不登校やいじめの問題への対応だけでなく、子どもたちの豊かな心を育むためにその活用を促進し、充実させます。</p> <p>子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に1名配置し、関係機関との連携により問題の解決を支援します。</p> <p>組織的に対応する校内体制づくりや、地域や関係機関等との連携を推進し、児童生徒理解・相談体制の充実を図ります。</p>		
	H 27	H 28	H 29
事業計画	<p>市立全中学校へのスクールカウンセラーの配置</p> <p>市立小学校、高等学校への学校巡回カウンセラー7名の派遣</p> <p>各区1名のスクールソーシャルワーカーの配置</p>		
	実施状況		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市立中学校全52校にスクールカウンセラーを配置するとともに、小学校・特別支援学校へは学校からの要請に応じて、市立高等学校全5校へは週1回程度計画的に、学校巡回カウンセラー7名を派遣し、課題を抱えた児童生徒達へ相談活動を行いました。 ● 各区に1名以上（川崎区に2名。計8名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な手法を用いて課題解決への対応を図りました。 		
	課題と今後の取組		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な相談のニーズに迅速かつ適切に対応するために、相談体制を維持していきます。 ● 今後も、学校や家庭において様々な課題を抱え生活している児童生徒、保護者に対し、カウンセラーによる心理面からの支援、子供が置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーによる支援を継続して取り組みます。 ● 教育的ニーズのある子どもに組織的に関わるための校内相談体制の充実を図り、地域・関係機関・関係部署との連携強化に取り組みます。 		

事務事業名	適応指導教室事業		
担当課	総合教育センター	関係課	
事業の概要	不登校の児童生徒の居場所（安心安全感を得る場所）として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動の他、きめ細やかな相談活動を通して、子どもたちの自主性の育成や、人間関係の適性・自尊感情を高めることにより、状況の改善を図り、学校や社会への復帰につながるように取り組みます。		
	H 27	H 28	H 29
事業計画	市内 6箇所での適応指導教室の運営 メンタルフレンド（ボランティア学生）の募集及び配置		
	実施状況		
<ul style="list-style-type: none"> ● 市内 6か所の適応指導教室において、小集団による体験活動や学習活動等を行い、不登校の状態にある児童生徒の自尊感情を高めることや自主性を育むこと等、学校や社会への復帰につながる支援を行いました。 ● 通級する児童生徒の中で、年度途中に学校へ登校できるまでの状態に改善した者や、中学3年生は、就学・進学等、進路を決定することができました。 ● 平成28年度は12名のメンタルフレンド（ボランティア学生）を配置し、通級している児童生徒の活動支援を週1回程度行いました。 			
	課題と今後の取組		
<ul style="list-style-type: none"> ● 不登校の状態にある児童生徒の教育の機会として、また、安全に安心して活動できる居場所として、市内 6か所の適応指導教室の運営を継続しながら、不登校の状態の改善に向けた機能をさらに充実させる必要があります。 ● 学校をはじめとした関係諸機関等との連携を強化し、児童生徒の様態や環境に応じた支援につながるよう取り組みます。 			

事務事業名	海外帰国・外国人児童生徒相談事業		
担当課	総合教育センター	関係課	カリキュラムセンター
事業の概要			<p>総合教育センターを中心に、区・教育担当、各学校と連携した相談・就学体制づくりを進めます。</p> <p>日本語指導が必要な児童生徒に、日本語指導等協力者（学習支援員）を派遣します。</p> <p>日本語指導が必要な児童生徒に対して、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。</p>
			H 27 H 28 H 29
事業計画	海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の充実		→
	日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の推進		→
	帰国・外国人児童生徒教育担当者会の実施	→	→
	国際教室（日本語教室）における特別の教育課程の実施に向けた準備	→	国際教室（日本語教室）における特別の教育課程の実施 小・中・特別支援学校における特別の教育課程の実施に向けた検討
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> ● 日本語指導が必要な児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めるため、海外帰国・外国人児童生徒に対して教育相談を実施し、221名の相談活動を行いました。 ● 初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援として、日本語指導等協力者を215名派遣しました。 ● 相談、就学体制づくりのために、帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会を年2回（7月、1月）と、国際教室担当者連絡協議会（6月、12月）を実施しました。 			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> ● 海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談は年々増加する傾向にあり、それに伴い、日本語指導等協力者の派遣件数も増加しています。引き続き、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した支援を充実させていくために、日本語指導等協力者派遣事業の充実を図るとともに、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めていく必要があります。 ● 相談、就学体制づくりのために、今後も帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会、国際教室担当者連絡協議会を継続し、内容の充実を図ります。 			

事務事業名	就学援助・就学事務		
担当課	学事課	関係課	
事業の概要	<p>経済的理由のため就学困難と認められる学齢児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助金を支給します。</p> <p>学校教育法等法令に基づき、学齢児童及び生徒の就学事務を行います。</p>		
	H 27	H 28	H 29
事業計画	<p>全保護者への申請書の配布及び申請意思の確認、所得照会を行うことにより、援助を必要とする対象者への確実な援助費の支給</p> <p>学齢簿のオンライン化準備</p>		
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> 就学援助については、引き続き、全保護者への申請書の配布及び申請意思の確認、所得照会を行うことにより、援助を必要とする対象者への確実な援助費の支給を実施しました。 就学事務については、事務の正確化・効率化を推進するため、住民基本台帳システムと連携する「就学事務システム」（学齢簿のオンライン化）について、平成28年4月に開発業務に着手し、平成29年1月から本稼働を開始しました。 			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> 就学援助については、およそ1万人分の認定者への支給手続にかかる事務処理が、各学校及び事業所管課の大きな負担となっているため、今後システム化による大幅な見直しを含めた事務処理の効率化に取り組む必要があります。 就学事務については、平成29年1月から本稼働した「就学事務システム」により、事務の正確化・効率化を推進します。 			

事務事業名	奨学生認定・支給事務		
担当課	学事課	関係課	
事業の概要	<p>経済的理由のため修学が困難な高校生に対し、奨学生を支給します。</p> <p>経済的理由のため修学が困難な大学生に対し、奨学生を貸与します。</p>		
	H 27	H 28	H 29
事業計画	高校奨学生及び大学奨学生の制度見直し検討		
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> 高等学校奨学生については、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）及び専修学校の高等課程を支給対象に追加し、入学支度金の支給時期を入学準備に資するため入学後の5月から入学前の3月中の支給を可能とする制度改正を行うとともに、認定した奨学生に対し入学支度金（平成28年度168名、平成29年度224名）、学年資金（平成28年度561名）を支給しました。 大学奨学生については、認定した奨学生（今年度採用者10名を含め、計36名）に対し奨学生を貸与するとともに、国の大学奨学生制度の検討や他都市の状況などを調査し、本市の大学奨学生の在り方について、引き続き検討を行いました。 			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> 高等学校奨学生については、意欲、能力ある生徒が将来社会的に自立するために有効な支援策であるため、申請基準と採用基準の乖離をなくし、申請基準を満たした生徒全員に奨学生を支給できるよう、制度の充実を図る必要があります。 大学奨学生については、国の奨学生制度と併用している方が多いことを踏まえ、引き続き国の動向を注視するとともに、他都市の制度を調査・分析を行いながら見直しを視野に入れた検討を行う必要があります。 			

基本政策IV

良好な教育環境を整備する

達成
状況

A

現状と課題

- 登下校中の事件や事故、自然災害の発生など、子どもたちの安全を脅かす事案が後を絶たない現状がある中で、子どもたちが安全に日々の生活を送る基礎を培うとともに、安全で安心な社会作りに貢献する態度を育てるため、学校教育活動全体を通じた安全に関する教育の充実や、地域社会や家庭と連携した学校安全の推進に取り組んでいます。
- 本市の学校施設の老朽化や、トイレの快適化などの新たな社会的要請に対応することが求められている状況を受けて、平成26年3月に「学校施設長期保全計画」を策定し、老朽化対策と質的改善を併せて行う再生整備と予防保全によって、学校施設の長寿命化と支出の縮減・平準化を進めます。
- 地域の避難所である学校の防災機能の強化を推進しています。
- 本市の学齢人口は今後も増加傾向にあることから、児童生徒の増加に的確に対応し、良好な教育環境を確保することが求められています。

政策目標

スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組や防災教育研究推進校の取組を支援するなど、学校安全の推進を図ります。

「学校施設長期保全計画」に基づく取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善します。また、トイレの快適化やエレベータ設置によるバリアフリー化、学校施設防災機能強化に向けた取組を推進し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

主な取組成果

通学路の安全対策として、地域交通安全員を91か所に配置しました。また、通学路安全対策会議で出された意見を踏まえて、関係諸機関による合同点検を実施し、道路管理者によるガードレールの設置などを促し、危険箇所の改善を進めました。

「自分の命は自分で守る」力を身に付けることができるよう、全ての市立学校を防災教育研究推進校に指定し、各学校の実情に応じた防災力の向上を図る防災教育を推進しました。

早期に、より多くの学校の教育環境改善を図るとともに、施設の長寿命化による財政支出の縮減と平準化を目的として策定した学校施設長期保全計画に基づく再生整備と予防保全による改修工事に併せ、新たに校舎10校、体育館16校の設計に着手しました。また、平成28年度は7校24か所のトイレを改修し、快適化を推進しました。

小杉駅周辺地区における児童生徒数の増加を受けて、該当地区における小学校の新設に向けた事業を着実に推進し、良好な教育環境の確保に向けた取組を進めました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。

指標名	実績値	H27	H28	H29	目標値(H29)
トイレ快適化整備校数の割合 (H26)	59.8%	65.2%	70.5%	—	75.8%

学校トイレ整備事業のトイレ快適化整備校（対象校 小学校91校・中学校41校）の割合【出典：川崎市教育委員会調べ】

エレベータ設置校数の割合 (小・中・高・特別支援学校) (H26)	60.9%	61.5%	69.5%	—	70.1%
---	-------	-------	-------	---	-------

校舎増改築や既存校舎改修によるエレベータの設置校の割合【出典：川崎市教育委員会調べ】

指標名	実績値	H27	H28	H29	目標値(H29)
再生整備の設計着手校の割合（築31年以上（平成25年4月1日基準日）の小・中・高・特別支援学校 校舎85校、体育館48校）	校舎	9.4% (H26)	9.4%	14.1%	—
	体育館	10.4% (H26)	20.8%	31.3%	—
校舎・体育館の再生整備の設計着手校の割合【出典：川崎市教育委員会調べ】					
体育館・格技室の吊り天井落下防止対策の実施校の割合（小・中・高・特別支援学校）	87.9% (H26)	100%	100%	—	100%
体育館・格技室の吊り天井落下防止対策の実施校の割合【出典：川崎市教育委員会調べ】					
防災教育研究推進の実施校の割合（小・中・高・特別支援学校）	56.2% (H26)	77.0%	100%	—	100%
防災教育研究推進の実施校の割合【出典：川崎市教育委員会調べ】					

主な課題

各地で通学路での事故が発生し、交通危険箇所改善に対する保護者等の関心も高まっており、地域の実情を踏まえながら関係機関と連携し、引き続き通学路の安全対策に取り組む必要があります。

熊本地震の発生を受け、各学校の特色に応じた防災教育を一層推進するとともに、震災が発生した際に避難所となる学校の防災機能の強化に向けた取組を推進することが必要です。

安全で快適な教育環境を早期に実現するために、学校施設長期保全計画に基づく取組を着実に実施していく必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

スクールガード・リーダーや地域交通安全員について、固定化・高齢化が進んでいる状況も見られるため、今後も継続して事業が行えるよう他の取組等との連携について検討を行ってほしい。

防災教育については、災害が発生した際に自分の命を守るための行動ができるようにすることも大切だが、災害が発生した際の備えや、地域の中で他者と協力しながら安全を守るための教育を行うことも重要であると思う。

今後の取組の方向性

通学路における交通危険箇所の改善についての社会的ニーズは依然として高いため、引き続き通学路の安全確保に努めるとともに、学校と連携・協力しながら、適切に地域交通安全員を配置していきます。

「災害時に身を守る」「災害発生時・発生後に地域に協力する」「自然環境や災害等についての基本的知識をつける」をねらいとした防災教育について、全校での研究成果を生かせるよう、また防災についての意識を風化させないよう、継続して防災教育に取り組みます。

早期に教育環境を改善し、併せて長寿命化の推進により財政支出の縮減と平準化を図ることを目指して、引き続き、学校施設長期保全計画に基づいた計画的な再生整備と予防保全を行います。

施策1	学校安全の推進		
概要	学校安全を推進するためには、安全教育と安全管理の両面からの取組が大切であり、学校の教育活動全体を通じた計画的・組織的な活動として、子どもたちの安全確保に取り組むことが求められています。本施策では、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、防災教育研究推進校を指定する等により各学校の防災力の向上を図るとともに、教育実践を通して、子どもたちの防災意識を高めます。		
事務事業名	学校安全推進事業		
担当課	健康教育課	関係課	
事業の概要	<p>スクールガード・リーダーや地域交通安全員の配置、通学路の交通危険箇所の解消・改善に取り組み、学校の安全対策を推進します。</p> <p>防災教育研究推進校の指定や学校防災担当者の研修を充実させ、防災教育を推進します。</p>		
	H 27	H 28	H 29
事業計画	スクールガード・リーダーを20人配置	スクールガード・リーダーの配置	→
	地域交通安全員を98箇所配置	地域交通安全員の適正配置	→
	通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険箇所の改善を推進		→
	防災教育研究推進校による先導的な研究を推進するとともに、各学校の実態に応じた防災教育を推進		→
	学校防災担当者の研修を開催し、学校防災力の向上を推進		→
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> ● 通学路の危険箇所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーを20名配置しました。 ● 地域交通安全員を、踏切等の危険箇所へ適正に配置しました（91か所）。 ● 通学路安全対策会議での議論を踏まえ、危険箇所の改善を進めました。 ● 学校防災教育推進校による先導的な研究の推進や、各学校の実態に応じた防災教育の推進に取り組みました（推進校累計全179校）。 			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> ● 通学路における交通危険箇所の改善についての社会的なニーズは高く、また、熊本での震災を受けて、防災教育の必要性も高いことから、事業を着実に推進していく必要があります。 			

施策2	安全安心で快適な教育環境の整備		
概要	「学校施設長期保全計画」に基づき、学校施設の老朽化対策、質的向上、環境対策等を改修による再生整備と予防保全により実施し、長寿命化を推進します。また、学校施設利用者のニーズの高いトイレの快適化やエレベータ設置によるバリアフリー化を図ります。天井等の非構造部材の耐震化等、避難所機能強化に向けた取組を関係局と連携の上、推進します。		
事務事業名	学校施設長期保全計画推進事業		
担当課	教育環境整備推進室	関係課	
事業の概要	既存学校施設の改修等の再生整備手法により、より多くの学校の教育環境改善を図るとともに、老朽化対策、質的改善、環境対策による長寿命化を推進します。また、計画的に予防保全を実施します。		
	H 27	H 28	H 29
事業計画	校舎再生整備モデル校 2 校工事 築後 31 年以上の再生整備の体育館 5 校設計着手 築後 21 年以上の再生整備の校舎 4 校・体育館 9 校設計着手 築後 20 年以下の予防保全の校舎 2 校・体育館 2 校設計着手	築後 31 年以上の再生整備の校舎 8 校・体育館 5 校設計着手 築後 21 年以上の再生整備の校舎 4 校・体育館 9 校設計着手 築後 20 年以下の予防保全の校舎 2 校・体育館 2 校設計着手 再生整備及び予防保全の実施	築後 31 年以上の再生整備の校舎 8 校・体育館 5 校設計着手 築後 21 年以上の再生整備の校舎 4 校・体育館 9 校設計着手 築後 20 年以下の予防保全の校舎 2 校・体育館 2 校設計着手
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> ● 築後 31 年以上の再生整備の校舎 4 校・体育館 5 校の設計に着手しました。 ● 築後 21 年以上の再生整備の校舎 4 校・体育館 9 校の設計に着手しました。 ● 築後 20 年以下の予防保全の校舎 2 校・体育館 2 校の設計に着手しました。 ● 再生整備及び予防保全の改修工事を実施しました。 			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設長期保全計画に基づき、計画的に再生整備と予防保全の整備を進めます。 ● 設計・工事が輻輳していく状況においても、確実な事業執行に向けた取組を進めていきます。 			

事務事業名	学校施設環境改善事業		
担当課	教育環境整備推進室	関係課	
事業の概要	教育環境の向上を目指し、トイレの快適化やバリアフリー化、エコスクール化を進めます。また、地域の防災力の向上のために、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の向上に向けた取組を推進します。		
	H 27	H 28	H 29
事業計画	学校トイレの環境整備（7校、23箇所） 既存校のエレベータ設置（5校） 緑のカーテン設置（9校） 吊り天井の落下防止対策（体育館1校・対策完了、格技室18校・対策完了）	学校トイレの環境整備（7校、25箇所） 既存校のエレベータ設置	
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校トイレについては、7校24か所で工事を実施し、7校23か所で実施設計を行いました。また、学校施設長期保全計画においても6校でトイレの快適化を実施しました。 ● エレベータについては、12校に設置しました。 ● 緑のカーテンについては、9校に設置しました。 			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校トイレ及びエレベータの設置については、計画的に工事を実施するとともに、学校施設長期保全計画においても設置を推進していきます。 			

事務事業名	学校施設維持管理事業		
担当課	教育環境整備推進室	関係課	
事業の概要	学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などを計画的に実施します。		
	H 27	H 28	H 29
事業計画	学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などの実施		→
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設・設備の保守・点検・維持管理に関する各種業務について、適切に各専門業者に委託することにより、快適な教育環境の維持・管理を図るとともに、学校からの申請に基づき適切に営修繕を実施し、児童生徒が安全に学校生活を送れるよう、設備機能の維持・向上を図りました。 			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> ● 高度成長期に整備された各施設・設備インフラの老朽化が進んでいることに加え、人件費等の管理コストも年々上昇しており、限られた予算の中で効率的かつ安全で快適な教育環境の維持管理を図っていくことが求められています。 			

施策3	児童生徒増加への対応		
概要	将来人口推計を踏まえ、児童生徒の増加傾向を注視しながら、住宅開発・人口動態を捉えた児童生徒推計を算出し、特に増加地域においては、通学区域の変更や一時的余裕教室等の普通教室への転用、校舎の増築、小学校の新設等を計画的に行います。		
事務事業名	児童生徒増加対策事業		
担当課	企画課	関係課	教育環境整備推進室
事業の概要	<p>児童生徒の増加に的確に対応した教育環境整備を実施します。 各学校の将来推計値に基づき、学校や地域の実情を踏まえ、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の対応策を検討し、良好な教育環境の維持に努めます。</p>		
	H 27	H 28	H 29
事業計画	小杉駅周辺地区の小学校新設に向けた取組の推進		→
	新川崎地区の小学校新設に向けた取組の推進		→
	子母口小・東橋中の合築工事の実施		
	久末小校舎増築・体育館改築の実施	→	
	御幸小・大師中・富士見中・白鳥中校舎増築の実施		
	古川小・下沼部小・臨港中校舎増築の実施	→	
	下小田中小・末長小・西梶ヶ谷小校舎増築の実施		→
	児童生徒数の動向等に応じて地域ごとの対応を検討		→
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> ● 小杉駅周辺地区・新川崎F地区について、開発動向の分析や地権者との調整など、小学校新設に向けた取組を推進しました。 ● 校舎増築等の設計・工事等については、計画どおり実施できました。 ● 児童生徒急増地域等においては、開発状況調査等を実施して児童生徒数の推計を算出し、動向に応じた対応策の検討を行いました。 			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> ● 新川崎F地区に新設する予定の小学校については、周辺のマンション開発状況を踏まえ、適宜児童推計の更新作業を行い、開校予定時期を判断していく必要があります。 ● 地域の開発状況の調査結果に基づいて児童生徒数の推計を算出し、状況を注視していくとともに、地域ごとの対応策を検討し、校舎増築や学校新設等について計画的に実施していきます。 			